官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則の一部を改正する規則（カジノ管理委員会一）　二
〔告　示〕
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（総務一一二）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同八）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務七六）
○南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定の有効期間の延長に関する件（外務一二一）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則附則第二条第四号等に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を指定する件（文部科学四一）　四
○生活・地域科学技術研究施設整備費補助金交付規則を廃止する告示（同四二）
○発明実施化試験費補助金交付規則を廃止する告示（同四三）
○大学設置基準第三十三条第一項の規定に基づく医学又は歯学の学部の卒業の要件のうち専門教育科目の履修に係る要件を廃止する件（同四四）　三
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（農林水産四九四）
○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件（同四九五）
○保安林の指定をする件（同四九六～五〇三）
○小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和七年度に係る支給率を定める件（経済産業三五）　四
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通二三二）　五
○海岸法の規定に基づく海岸保全施設に関する直轄工事が完了した件（同二三三）
○自動車等の検査結果の分析等の方法に関する告示（同二三四）
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（同二三五）　七
○砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件（同二三六～二三八）
○地すべり防止工事を完了した件（同二三九）
○測量法第三十四条の規定に基づく作業規程の準則の一部を改正した件（同二四〇）
○川辺川ダムの建設に関する基本計画を廃止した件（同二四一）
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う海岸を指定する件（同二四二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二四三、二四四）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二四五）　九
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一一）

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号ニの原子力規制委員会が定める電子証明書を定める告示（原子力規制委二）　九

〔国会事項〕　一〇

内閣　国家公安委員会　一〇

〔人事異動〕

公証人任免（法務省）　一二

国家試験

令和七年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　一二

〔官庁報告〕

法　務

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、酒類の地理的表示を変更する件、証票無効関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一三

会社その他　二九

規　則

○カジノ管理委員会規則第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和三年政令第二百七号）第一条第五項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則の一部を改正する規則

特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則（令和三年カジノ管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目） **第三条**　令第一条第五項の旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、次に掲げるところによるものとする。 一　承認又は検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。 二　［略］ 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　内閣総理大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 五　［略］	（旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目） **第三条**　［同上］ 一　承認又は検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。 二　［同上］ 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 四　内閣総理大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告示

国会事項

衆議院

国会議員の資産等報告書の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等報告書を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日
　資産等報告書　令和七年四月七日（月）

閲覧場所
　衆議院第一議員会館地下一階
　資産等報告書等閲覧室
　（千代田区永田町二丁目二番一号）

閲覧時間等
　午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで
　なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

議案提出

三月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛外七名提出）

議案送付

三月二十七日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

質問書提出

三月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問主意書（八幡愛提出）

参議院

議事日程

三月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号
　令和七年三月二十八日（金曜日）
　午後七時開議
　第一　土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
　第二　棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
　第三　山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案受領

三月二十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

報告書提出

三月二十七日委員長から次の報告書を提出した。

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆第一九号）審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）審査報告書

人事異動

内閣

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小林　宏司

兼官を免ずる（三月二十七日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　小林　稔

秋田県警察本部長を命ずる（三月十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（鳥取大学名誉教授）
従四位に叙する　平井　和光

正五位に叙する　下川　政彦

従五位に叙する　稲谷　久雄

正六位に叙する　白井　捷一
　市丸　健三　中野　正治
　高畑　弘　山内　宏二
　宮川　昭一
　渡部　芳彦

従六位に叙する（各通）　大槻　正明
　相原　保　佐内　良一
　大久保敬一　高橋　久夫
　大原　正博　棚原　國次
　川部　邦夫　松山　勇
　嶋崎　達美
　鈴木　泰弘
　高村　貞雄
　竹澤　清二
　成田　守行
　兵藤　利正
　脇本　義弘

従七位に叙する（各通）　砂長　義厚
　菅野　保孝　山口　勝利
　仲宗根清次

正七位に叙する（各通）　菅野　利一
　伊川　禮紀　森本　隆
　前川萬次郎

従七位に叙する（各通）（以上二月二十日）　村上　敏宏
　犬飼　武　清久　功
　加藤　泰世
　高橋　洋二
　田上　定雄

正五位に叙する　清川　芳人
　小野　登　唐木　昭
　坂倉　久義　和氣　實

従五位に叙する（各通）　神林　哲弥
　阿部　長平　谷口　弘
　岡本　博彦　戸田　成史
　菅原　健治　古幡　理市
　鈴江　延嘉
　千脇　傳吾
　坪山　健一
　中井　芳秋
　樋口　久
　村松　廣
　山本　一光

正六位に叙する（各通）　小島　一男
　大友　藤夫　北見　勇
　斎藤　祐二　玉城　聰

正七位に叙する（各通）　佐古　幸雄
　酒井　貞夫

従七位に叙する（各通）（以上二月二十一日）　清水　展
　（京都大学名誉教授）

正四位に叙する　秋吉　稔
（北九州工業高等専門学校名誉教授）
　山下　彰一

従四位に叙する（各通）
（広島大学名誉教授）
　橋本　幸雄

従五位に叙する　松野　進
　青山　勇　鈴木　奉文

正六位に叙する（各通）　木下　弘吉
　遠藤　守　大藪　一雄
　小原澤壬壽　小林　和久
　白石　剛男　館　守
　羽切　廣和　松尾　義明

従六位に叙する（各通）　吉田　稔
　米倉　幸久

正七位に叙する　石塚　充
　尾形　武夫

従七位に叙する（以上二月二十二日）　石井　仁
（北海道教育大学名誉教授）

従四位に叙する　松浦　利貞
　永井　利幸

従五位に叙する（各通）　遠江　規男
　青木　伸文　江口　孝雄
　藤原　茂實　吉田　清治
　渡部　民雄　渡會　文和

正六位に叙する（各通）　大久保征三
　赤池　潔　稲丸　滿弘
　木村　健次　小泉由紀雄
　佐藤　哲夫　高川　定
　野上　正　濱本　譲治
　堀田　春海　眞鍋　利一
　渡邉　正俊

従六位に叙する（各通）　高橋　肇
　片山　一郎

正七位に叙する　小平田尊美

従七位に叙する（各通）（以上二月二十三日）　西岡　安雄
　熊澤　詔市　高嶋　白

従六位に叙する（各通）　村松　清人
　高井　彰

正七位に叙する（各通）　高橋　信雄

従七位に叙する（以上二月二十四日）　若林　茂樹
　大竹　伸治　佐藤　助藏

従六位に叙する（各通）（二月二十五日）　福本　加克

正六位に叙する　瀬川　忠敏
　佐藤　麗子

従六位に叙する（各通）（以上二月二十六日）

海老原廣志　木内　汎司

正七位に叙する（各通）（三月二十七日）

今泉　和弘

正七位に叙する（三月二十八日）

久野　正喜

正七位に叙する（三月二日）

○叙勲

川人　信昭　玉城　克義

旭日単光章を授ける（各通）（三月二十日）

鈴江　延嘉

旭日双光章を授ける

井上　忠雄

旭日単光章を授ける（以上三月二十一日）

菊池　弘治　高田大一郎　千葉　孝雄

旭日単光章を授ける（各通）（三月二十二日）

渡邉　正俊

旭日双光章を授ける

鈴木　修一

旭日単光章を授ける（以上三月二十三日）

下川　政彦

平井　和光

（鳥取大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

大久保敬一　大槻　正明　菅野　保孝

菅野　利一　鈴木　泰弘　高畑　弘

成田　守行　兵藤　利正　前田輝代治

山根　壯

瑞宝双光章を授ける（各通）

伊川　禮紀　大原　正博　前川萬次郎

森本　隆　門真　英則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十日）

高橋　洋二　田上　定雄

瑞宝小綬章を授ける（各通）

加藤　泰世　北見　勇　清川　芳人

坂倉　久義　坪山　健一　中井　芳秋

瑞宝双光章を授ける（各通）

岡本　博彦　小島　一男

佐古　幸雄　菅原　健治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）

（広島大学名誉教授）

山下　彰一

瑞宝中綬章を授ける

橋本　幸雄

瑞宝小綬章を授ける

遠藤　守　齊藤　勲

館　守　佐藤　静夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

羽切　廣和　足立　克己　石塚　充　浦谷　義信

小林　和久　名直憲太郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）

（北海道教育大学名誉教授）

石井　仁

瑞宝小綬章を授ける

赤池　潔　星野　修

松田　貴仁　渡部　民雄

瑞宝双光章を授ける（各通）

小平田尊美　榊原　耕蔵

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）

海老原廣志

瑞宝単光章を授ける（三月二十七日）

今泉　和弘

瑞宝単光章を授ける（三月二十八日）

久野　正喜

瑞宝単光章を授ける（三月一日）

皇室事項

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、三月二十五日午前九時二十二分、皇居において行われたブラジル大統領閣下及び同令夫人の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、三月二十五日午前九時四十一分、宮中において、ブラジル大統領閣下及び同令夫人と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、三月二十五日午後七時三分、ブラジル大統領閣下及び同令夫人のため、宮中晩さんをお催しになった。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人白濱清貴は願により公証人を免ぜられた。

長谷川保は公証人に任命され、東京法務局所属公証人白濱清貴の後任を命ぜられた。（以上三月十七日）（法務省）

国家試験

令和７年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、令和７年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

令和７年３月31日

国土交通大臣　中野　洋昌

1　実施期日　令和７年７月13日（日）

2　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　受験手数料　31,700円

4　受験手続

(1)　受験申請受付期間　令和７年４月１日(火)から令和７年５月20日（火）まで

(2)　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号　(03)3635局4881番

https://www.jeces.or.jp

(3)　受験申請方法　4(2)の機関のホームページからオンライン申請すること。

5　受験票の送付　受験票は、4(2)の機関から直接受験者に送付する。

6　合格の発表　令和７年８月下旬に合格者を4(2)の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。令和７年９月中旬に官報で公告し、本人に合格した旨を通知する。

7　その他　受験手続等に関する問い合せは、4(2)の機関にて行う。

公告

諸事項

酒類の地理的表示を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次の地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

令和７年３月31日

国税庁長官　奥　達雄

名　称	白山
産地の範囲	石川県白山市
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。

証票無効

海上保安官の証

第04―1360号　矢田　敏行　名義分

有効期限　2034年５月31日

令和７年３月16日　紛失

上記のとおり届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年３月31日　海上保安庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０１８号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　富山企画株式会社
代表清算人　川口　秀春
1　決定年月日　令和７年３月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
静岡市葵区岳美20番36号
清算株式会社　株式会社自然の力農園
代表清算人　稲葉　幸夫
1　決定年月日　令和７年３月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第５号
静岡市葵区牧ヶ谷2114番地
清算株式会社　株式会社インテルナ南條
清算人　南條　廣二
1　決定年月日　令和７年３月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００３号
名古屋市東区泉２丁目５番26号
清算株式会社　アシストモーゲージ株式会社
代表清算人　鶴岡亜矢子
1　決定年月日　令和７年３月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１０１号
（本店所在地）和歌山県紀の川市打田131番地の37
清算株式会社　株式会社なだいコーポレーション
代表清算人　灘井　寿夫
1　決定年月日　令和７年３月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０６５号
東京都渋谷区道玄坂１―16―６二葉ビル８ｂ
清算株式会社　株式会社Ｈカンパニー
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第６号
神奈川県相模原市緑区橋本台３丁目11番10号
清算株式会社　湘南デザイン株式会社
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所相模原支部

更生手続における監督命令

令和７年（ミ）第１号
名古屋市北区中切町１丁目84番地
開始前会社　愛知電熱株式会社
主文
1　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員に次の者を選任する。
東京都港区虎ノ門１丁目15番12号　日本ガス協会ビル５階　ＬＭ虎ノ門南法律事務所
弁護士　島田　敏雄
3　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（100万円以下の価額を有する財産に係る取引及び常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
令和７年３月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十八日
掲載頁　三二六頁（号外第一五七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十八日
掲載頁　三二八頁（号外第一五七号）

令和七年三月三十一日
埼玉県川越市笠幡四五二七番地一
（甲）株式会社ニフス
代表取締役　松原　茜

埼玉県川越市笠幡四五二七番地一
（乙）株式会社アミス
代表取締役　松原　茜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日
東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号
ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ
（甲）ｉｋｏｏｆｆｉｃｅ合同会社
代表社員　宮内いえひ

東京都千代田区内神田一丁目二番一五―九〇五号
（乙）ＲＥＦＬ合同会社
代表社員　宮内いえひ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日
神奈川県平塚市松風町二八番四七―五〇三号
（甲）合同会社Ｈｏｋｕｌｅａ
代表社員　川嶋　朗

神奈川県平塚市松風町二八番四七―五〇三号
（乙）合同会社Ｍａｎｏａ
代表社員　川嶋　朗

合併公告

当法人は、令和六年四月二十四日開催の臨時社員総会において、合併により医療法人藤聖会（住所岐阜市芥見長山三丁目九四番地二）の権利義務一切を承継して存続することを決議しましたので、この決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日
名古屋市西区新道一丁目二一番五号四階
医療法人光煌会
理事長　中村　敬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年三月三日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　二頁

令和七年三月三十一日

大阪市北区曽根崎二丁目一二番七号

（甲）株式会社トライト

代表取締役　笹井　英孝

大阪市北区曽根崎二丁目一二番七号

（乙）メディクル株式会社

代表取締役　寺田　元彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年五月二十三日に予定しており、乙の株主総会の承認決議は令和七年五月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nishio-tm.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十二頁（号外第六十三号）

令和七年三月三十一日

大阪府高槻市唐崎西二丁目二六番一号

（甲）ニシオティーアンドエム株式会社

代表取締役　北　　俊介

広島県安芸郡坂町鯛尾一丁目六番五号

（乙）株式会社昭和技興

代表取締役　八木　康彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙九の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙九は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙一）至（乙三）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十一頁（号外第六十三号）

（乙四）至（乙九）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十二頁（号外第六十三号）

令和七年三月三十一日

兵庫県姫路市南駅前町九一番地八―一三〇四号

（甲）大西グループ株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市新在家四丁目五番二三号

（乙一）大西ユース株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市新在家四丁目五番二三号

（乙二）大西フィル株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市新在家四丁目五番二三号

（乙三）大西ファースト株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市新在家四丁目五番二三号

（乙四）大西プランニング株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市新在家四丁目五番二三号

（乙五）大西ムーブ株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市南駅前町九一番地八―一三〇四号

（乙六）大西フォース株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市南駅前町九一番地八―一三〇四号

（乙七）大西ホールディングス株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市南駅前町九一番地八―一三〇四号

（乙八）大西アセットマネジメント株式会社

代表取締役　大西　茂樹

兵庫県姫路市南駅前町九一番地八―一三〇四号

（乙九）大西ヒルズ株式会社

代表取締役　大西　茂樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＲＥＰ中島太陽光発電所における太陽光発電に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（甲）ＣＥＳ福島一太陽光発電所合同会社

代表社員　ＣＥＳ福島一太陽光発電所合同会社

職務執行者　本間　理志

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（乙）ＲＥＰ１６２合同会社

代表社員　ＣＥＳ福島一太陽光発電所合同会社

職務執行者　本間　理志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＲＥＰ矢吹太陽光発電所における太陽光発電に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（甲）ＣＥＳ福島一太陽光発電所合同会社

代表社員　福島太陽光発電所一般社団法人

職務執行者　本間　理志

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（乙）ＲＥＰ１７８合同会社

代表社員　ＣＥＳ福島一太陽光発電所合同会社

職務執行者　本間　理志

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する２ｎｄＰＡＳＳ株式会社（住所神奈川県藤沢市本町四丁目七番一八号）に対して当社の２ｎｄＰＡＳＳ事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　三頁

令和七年三月三十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ジェイエルネス

代表取締役　樗澤　一樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＩＨＢ（住所兵庫県神戸市中央区下山手通二丁目一一番五号）に対して当社のホテル運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　三頁

令和七年三月三十一日

富山市大手町二番三号

株式会社ホライズン・ホテルズ

代表取締役　十川　　隆

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社旭川宮下通ホテルマネジメント（住所北海道旭川市宮下通十丁目三番三号）に対して当社のホテル運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　三頁

令和七年三月三十一日

沖縄県八重山郡竹富町字竹富一九五五番地

株式会社星野リゾート・マネジメント

代表取締役　的場　健生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字東玉川七一番地　東北リペアテック合同会社

代表社員　齋藤　浩光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

千葉県船橋市夏見五丁目五番四号　ａｊｏｏｌ合同会社

代表社員　白川　恭悠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都中野区東中野一―四―五ＭＴビル二〇一号室　エンジョイント合同会社

代表社員　上原　洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　合同会社ねこのて

代表社員　北原　咲希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＩＮＶＩＣＴＵＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都品川区西五反田五丁目二七―一四―二〇三　合同会社ＣＣＲ

代表社員　吉川　和摩

組織変更公告

当社は、株式会社へ組織変更することにいたしました。

効力発生日は、令和七年五月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都新宿区赤城下町四五　ＫＢＣ　Ｅ―二　合同会社ＣＡＲＥＡＲ

代表社員　橋本　尚弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ガイドライン整理ＭＴＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

新潟県十日町市松之山湯本五五番地一　合同会社白川屋旅館

代表社員　小野塚健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

大阪府泉佐野市大宮町一二番九号　番久タオル合資会社

代表社員　番匠　久勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

福岡県福岡市博多区博多駅前一―二三―二ＰａｒｋＦｒｏｎｔ博多駅前一丁目五Ｆ―Ｂ　合同会社メディコーチ

代表社員　茅野　貴秋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、組織変更後の商号はおおいた管財株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

大分県大分市上田町二丁目二番一一号　合同会社かぼす商店

代表社員　井上　洋和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

鹿児島市皆与志町四二〇七番地四　ＩＴ・ＣＲＥＷ合同会社

代表社員　今村　優士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百十七万五千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年三月三十一日

東京都品川区西五反田一丁目一一番一号　株式会社Ｖｅｒｉｔａｓ　Ｉｎ　Ｓｉｌｉｃｏ

代表取締役　中村　慎吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九九九万円減少し九九〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月三十一日

東京都千代田区内神田一丁目二番一五―九〇五号　ＲＥＦＬ合同会社

代表社員　宮内いえひ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百二十四万九百円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年三月三十一日

東京都品川区西五反田一丁目二一番八号　アディッシュ株式会社

代表取締役　江戸　浩樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　八十四頁（号外第五十九号）

令和七年三月三十一日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番五号　三和梱包工業株式会社

代表取締役　杉本　文夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十八頁（号外第六十一号）

令和七年三月三十一日

新潟市東区小金町一丁目七番一号　株式会社スピードリサーチ

代表取締役　小林　教

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百十五万円減少し九千七百万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の額を資本準備金の額と致します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月三十一日

長野県木曽郡木曽町新開六九四三番地一　株式会社ツミカサネ

代表取締役　青野　裕介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月三十一日

静岡県浜松市浜名区宮口四八八二番地の二　有限会社名古運送

取締役　名古　真拓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年３月三十一日

大阪府松原市東新町五丁目四番五号

有限会社マザーカンパニー

代表取締役　西山　雅洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年３月三十一日

熊本市中央区島崎一丁目四番五四－二〇二号

合同会社ＴＡＣＳコム

代表社員　田邉　達弥

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八百七十億九千八百九十二万九千四百二十三円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年３月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和７年３月三十一日

岡山県倉敷市酒津一六二一番地

株式会社クラレ

代表取締役　川原　仁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円、資本準備金の額を一億二千八百五十万円減少し、それぞれ一千九百万円、四百七十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年１月三十一日

掲載頁　六十四頁（号外第二十号）

令和７年３月三十一日

東京都世田谷区用賀二丁目二九番二四号

株式会社住環境ジャパン

代表取締役　佐藤　裕樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億三千八百八十五万九千五百七十五円、資本準備金の額を二十一億四千五百十八万八千五百七十五円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年３月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年３月三十一日

東京都千代田区富士見一丁目三番一一号富士見デュープレックスビズ

株式会社ホットリンク

代表取締役　桧野　安弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年５月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年３月三十一日

千葉県鎌ケ谷市東初富一丁目五番三二号

東葛食品株式会社

代表取締役　田澤理一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年４月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年３月三十一日

北九州市小倉北区京町四丁目一番二四号

日本ジタン株式会社

代表取締役　日野祐一郎

株式交換につき通知公告

当社は、令和７年４月二十一日を効力発生日として、ＧｌｏｂａｌＫＡＨｏｌｄｉｎｇｓ株式会社（住所東京都港区芝浦四丁目二二番一－七二三号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告いたします。

本株式交換に伴い、買取請求をされる株主及び新株予約権者は、令和７年４月一日から令和７年４月二十日までの間に、当社に対して書面により、その旨及び買取請求に係る株式及び新株予約権の数をご通知下さい。

令和７年３月三十一日

東京都港区南麻布一丁目一番五－一〇五号

株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｔｅｐ　Ａｃａｄｅｍｙ

代表取締役　加藤　道緒

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第三回新株予約権の全部及び第四回新株予約権の全部を取得することにいたしましたので公告します。

なお、取得日は令和７年４月十八日です。

令和７年３月三十一日

東京都港区南麻布一丁目一番五－一〇五号

株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｔｅｐ　Ａｃａｄｅｍｙ

代表取締役　加藤　道緒

訂正公告

令和７年３月十七日（号外第五十三号）七十九頁掲載の決算公告（枠組）中、代表取締役社長の氏名「篭田　昌弘」とあるは「大瀬　晴彦」の誤りにつき訂正します。

令和７年３月三十一日

長野県長野市稲里町一一六三番地

長野日本無線株式会社

代表取締役社長　大葉　晴彦

取消公告

令和７年二月二十六日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

令和７年３月三十一日

北海道北見市西富町二丁目一九番七号

（甲）トヨタカローラ北見株式会社

代表取締役　國安　幹夫

北海道北見市とん田東町六一六番地

（乙）北見トヨペット株式会社

代表取締役　國安　幹夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
三五四	上	二五	一七五、九二六円	一七五、九八六円

令和７年３月二十八日（号外第六十八号）農林水産省告示第四百九十二号（粗糖の平均輸入価格等を定めた件）（印刷誤り）